

日高軽種馬農業協同組合 トレーニングセール市場業務規程

第1章 総則

(遵守義務)

第1条 市場の運営を円滑に行うため、馬を販売しようとして販売申し込み手続きをした者（以下「販売申込者」という。）並びに馬を購入しようとして購入申し込み手続きをした者（以下「購買者」という。）は、すべてこの市場業務規程を遵守しなければならない。

(家畜市場の位置)

第2条 この家畜市場（以下「市場」という。）の位置は、北海道札幌市中央区北16条西16丁目1番1号 日本中央競馬会札幌競馬場内とする。

2 事務所は、次に置き、市場開場中の事務所は、市場内に設ける。

本部事務所 北海道浦河郡浦河町築地2丁目1番1号

市場事務所 北海道日高郡新ひだか町静内神森175番地の2

(取扱う家畜の種類)

第3条 取扱う家畜は、サラブレッド、サラブレッド系種（以下「サラ」という。）の2歳馬とする。

(上場馬)

第4条 市場に上場する上場馬については、市場業務規程第23条第3項に定める瑕疵のうち、同条に従って公表されなかったものを除き、開設者又は販売者による何らの保証もなく現状有姿のままで上場されるものとする。

2 販売申込者は、上場馬の販売申し込みをするにあたり、開設者が定めた提出方法により当該馬の四肢レントゲン写真（＜別表1＞に定める撮影部位が撮像された22枚または30枚）及び上部気道内視鏡動画の提出ができるものとする。但し、その内容については販売申込者の責任とする。

3 購買者もしくはその代理人は、開設者所定の手続きに従い、市場内の所定施設において前項によって開設者が提出をうけた四肢レントゲン写真及び上部気道内視鏡動画を閲覧することができる。

4 上場馬の個体確認について相違があった場合は販売申込者がその責任を負うものとする。

5 上場馬について、＜別表2＞に定めるアナボリックステロイドを使用してはならない。

6 開設者は、上場馬について採血を行い、その馬がアナボリックステロイドの影響下にあるかどうかの検査（以下「アナボリックステロイド検査」という。）を公益財団法人競走馬理化学研究所に依頼して行う。

7 販売申込者は、上場馬について前項に定めるアナボリックステロイド検査を拒むことはできない。

- 8 開設者は、第6項の検査において外因性によるアナボリックステロイドの存在が判明したときは、当該馬の上場を拒否することができる。

(開場の期日)

第5条 開場の期日は、北海道市場運営協議会で協議し、日高軽種馬農業協同組合の理事会において決定し、北海道知事に届け出て公表した日とする。

期 日 平成30年5月22日

(開場の時間)

第6条 開場の時間は、午前6時から午後8時までとする。

但し、開場時間内に馬の家畜取引が終了しないときは、延長する事ができる。

(馬の繋留)

第7条 上場馬は、家畜伝染病予防法第2条の家畜伝染病に罹患していないと診断されたものでなければ市場に繋留できない。

2 上場馬は、開設者の指定する場所に繋留しなければならない。

3 家畜伝染病予防法第2条の家畜伝染病以外の疾病又は悪癖のため他に危害を及ぼすおそれがあると認められる馬について、開設者から入場の拒絶又は隔離もしくは移動制限の要求がなされたときは、当該馬の販売申込者はこれに従わなければならない。

4 販売申込者は馬番号票の交付を受けそれを馬体につけ市場係員の指示に従うものとする。

(獣医師による検査を受ける場合の手続き)

第8条 家畜取引の当事者は、市場開催日において市場内に配置する獣医師にその馬が疾病にかかっているかどうかの検査を求めることができる。

2 家畜取引の当事者が、前項の検査を求める場合には、市場事務所にその旨申し出るものとする。

(せり会場における馬の事故責任)

第9条 開設者は、せりの開催期間中及びその前後の入厩期間中に、せり会場内及び関連施設内において馬に関連して生じたいかなる事故についても法的責任を負わない。

第2章 家畜取引の方法及び手続き

(家畜取引の方法)

第10条 市場における上場馬の家畜取引は、売買により行い、その売買はせり売りの方法によって行う。

(せり売りの方法)

第11条 上場馬は、開設者の定める順序によりせり場に上場するものとする。

- 2 せりの方法はせり上げを原則とする。但し、せり人（鑑定人）の判断によってせり下げすることができる。なお、せり上げは10万円ないしその整数倍で行うものとする。

(再せり売り)

第12条 販売申込者は、上場した馬につきせり落とし人が決定しなかったときは、その馬を再上場することができる。

- 2 前項の規定により再上場しようとする者は、直ちにその旨を市場事務所に申し出るものとする。
- 3 再せり売りは、当該日に市場長の定めた順序により行なうものとする。

(販売の申込)

第13条 販売申込者は、当該馬の所有者に限るものとする。

- 2 販売申込者は、開設者が別に定めるところにより当該馬の販売申込者、生産牧場及び飼養者の住所及び氏名（名称）、当該馬の品種、性別、毛色、生年月日、血統を記入した販売申込書に市場業務規程第30条（1）に定める販売申込登録料並びに血統を証明する書類を添えて申し込むものとする。
- 3 販売申込者、生産牧場及び飼養者の間で発生するいかなる紛争についても販売申込者の責任とし、開設者は法的責任を負わない。
- 4 開設者は、過去の当市場における本規程違反の行為その他の事情に鑑み、特に必要と判断した場合は、当該販売申込者による販売の申込を拒絶する事ができる。
- 5 当該馬の血統を証明する書類は、公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナルが交付する血統登録証明書とする。販売申込者は当該市場への申込時において当該馬の血統登録証明書を開設者に提出しなければならない。
- 6 販売申込者は、せり開始前までに市場業務規程第17条で定める公表事項を記入した書類並びに販売希望価格書を市場事務所に提出するものとする。
- 7 開設者は、上場前に当該馬が販売申込者の申告内容に虚偽があることがあきらかとなった場合や市場開催初日の前日までに当該馬の血統登録証明書が開設者に提出されなかった場合、及び開設者が特に必要と判断した場合は当該馬の上場を拒否し、欠場させることができる。

(販売申込馬の欠場)

第14条 販売申込者は、販売申し込み手続きをした馬が疾病、事故などで止むを得ず欠場させざるを得なくなったときは、直ちに診断書等を附して開設者に届け出るものとする。

- 2 開設者は前項の届け出があったときは、せり当日せり名簿に記載した当該馬の番号、馬名及び販売申込者を場内に掲示して公表するものとする。
- 3 欠場馬の取扱は<別表6>のとおりとする。

(購買の申込)

- 第15条 この市場において購買を希望する者は、市場の開催5日前までに住所・氏名(名称)等を記入した所定の購買参加誓約書を開設者に提出し、購買の申込手続きをとらなければならない。
- 2 前項の手続きにおいて、購買を希望する者がせりの参加を第三者に委任するときは、所定の購買代理人委任状を添えて申し込むものとする。開設者が認めた場合、委任を受けた者は購買代理人としてせりに参加することができる。
 - 3 購買を希望する者は、第1項の手続きにおいて、連帯保証人を立てなければならない。但し、開設者が認めた場合はこれを省くことができる。
 - 4 開設者は、購買の申込を受理したときは、購買者として購買登録番号章を交付するものとする。
 - 5 購買者は、購買登録番号章を見やすい箇所につけるものとする。
 - 6 開設者は、第1項ないし第3項について審査をし、その判断により購買の申込を拒絶することができる。

(購買予納金について)

- 第16条 この市場において、購買申込手続きをしようとする者にあつては、購入予定頭数、購入予定金額に応じてその50%相当額を予納金として納付をしなければならない。但し、開設者が認めた場合にはこの限りでない。

(家畜取引開始前の公表)

- 第17条 市場開設者は、せり名簿に記載された事項のほか、第5項に定める事項の有無を販売申込者の届け出により、上場時にこれを読み上げて行なうものとする。
- 2 販売申込者は、追加する事項やせり名簿に記載されている事項について確認し記載もれ、誤記がある場合は、せり開始前までに開設者に書面で申し出し、追加・訂正を求めなければならない。
 - 3 開設者は、前項の申し出があつたときは、せり台においてこれを追加・訂正しなければならない。
 - 4 公表された事項について相違があつた場合、これによって生じた購買者との紛争は、販売申込者の責任において一切を処理するものとし、市場開設者は一切の責任を負わないものとする。
 - 5 第1項で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - (1) 悪癖(さく癖、旋回癖、ゆう癖、身喰い)
 - (2) 目の異常(白内障、黒内障、緑内障)、月盲、一眼以上の失明
 - (3) 去勢
 - (4) 全身麻酔を伴う外科手術歴
 - (5) その他開設者が必要と認める事項

(せり落とし人の決定及び売買の成立)

第18条 セリ人（鑑定人）が最高せり上げ価格を三度以上呼びあげ、他にこれをこえる価格にせり上げる者がいないときは、最高価格の購買者をせり落とし人と決定する。

- 2 セり落とし人が決定したときをもって売買契約は成立したものとし、せり人（鑑定人）又はその補助者は、直ちにその価格、せり落とし人の氏名（名称）、もしくは購買登録番号を呼びあげるものとする。
- 3 セリ人（鑑定人）がせり落とし人を決定した後は、このことについて何人も異議を申し立てることができない。
- 4 売買成立時点をもって危険負担は、市場業務規程第23条、第24条で定める他は、せり落とし人が負うものとする。
- 5 セり落とし人が決定したときは、せり落とし人は、直ちに所定の購買確認書に署名するものとする。なお、せり落とし人と販売申込者は、かかる売買を確認するため、別途所定の売買契約書に調印しなければならない。

（せり落とし人の決定に係る紛争の処理）

第19条 セり落とし人の決定に係る紛争が生じた場合、紛争当事者はせり人（鑑定人）の裁定に従わなければならない。

- 2 セリ人（鑑定人）が当該馬のせりの再開を裁定した場合、紛争当事者のみが再開したせりに参加できる。但し、せり価格が紛争発生時点の価格を下回った場合は、すべての購買者が参加できるものとし、せり人（鑑定人）はこの旨宣言しなければならない。

（代金の決済）

第20条 セり落とし人が決定したときは、せり落とし人はせり落とし価格に消費税相当額を加算して得た額（以下「取引価格」という。）を市場閉場時間までに日本国通貨による現金（以下「現金」という。）又は小切手にて市場事務所に支払うか又は現金を開設者が指定する金融機関に振り込むものとする。

但し、せり落とし人が止むを得ない理由により取引価格に相当する金額を市場閉場時間までに支払うことができない場合で、開設者がせり落とし人の支払条件を承認した場合は、当該市場終了の翌日より7日以内に限り支払を猶予することができる。

- 2 市場業務規程第22条に定める保険金が支払われる場合であっても、せり落とし人は前項に定める取引価格の支払いを履行しなければならない。
- 3 開設者は、せり落とし人が市場業務規程第23条、第24条の手続きをした場合であっても、第1項に定める取引価格の支払い猶予期間はこれを伸長しない。
- 4 開設者は、当該馬に係る取引価格から市場業務規程第30条（2）に定める販売手数料を控除して販売申込者に支払う。
- 5 開設者は、販売申込者から提出された血統登録証明書を取引価格の全額決済後に当該馬のせり落とし人に渡すものとする。
- 6 市場閉場時間とは当該市場における当該日の閉場時間をいう。市場終了とは当該市場全日程終了時点をいう。

(馬の引渡し)

- 第21条 売買成立馬のせり落とし人への引渡しは、取引価格の全額決済後に販売申込者とせり落とし人が協議して決めた日時及び場所にて行うものとする。
- 2 売買成立馬について、市場業務規程第23条、第24条に定める手続きがなされている場合、取引価格の全額決済後であっても、開設者の許可なく当該馬を移動することはできない。
 - 3 第1項に定める引渡しは、当該馬の売買成立時点から当該市場終了日の翌日より7日以内とする。
 - 4 販売申込者は、売買成立時点から第3項で定めた引渡し期間内における引渡しまでは、無償にて善良な管理注意義務を負う。

(保険加入)

- 第22条 開設者はすべての売買成立馬について、市場開設者の負担により、落札時より第21条第3項に定める引渡期間内に発生した事故(死亡または競走能力喪失)の補償を目的とする<別表3>の「トレーニングセールブリッジ保険」(以下、「本保険」という。)に加入する。
なお、取引価格をもってその保険加入額とする。
- 2 市場開設者は本保険により、保険会社から受領した保険金をせり落とし人に支払う。

(売買契約の解除)

- 第23条 せり落とし人又は販売申込者が、その売買において市場業務規程に違反したときは、開設者を通じて売買契約を解除することができる。
- 2 せり落とし人は、せり落とした馬について当該馬の上場日に公表のなかった第3項に定める事項を発見した時は、当該市場終了日の翌日より7日以内に、診断書等を附した書面をもって開設者に届け出ることができる。
 - 3 第2項で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - (1) 悪癖(さく癖、旋回癖、ゆう癖、身喰い)
 - (2) 目の異常(白内障、黒内障、緑内障)、月盲、一眼以上の失明
 - (3) 去勢
 - (4) 全身麻酔を伴う外科手術歴
 - (5) その他開設者が必要と認める事項
 - 4 開設者は、せり落とし人より第2項に定める届け出があった場合、速やかに販売申込者に通知し、開設者または開設者の指定する獣医師が、せり落とし人の届け出た事項について確認し診断結果をせり落とし人に通知する。
 - 5 せり落とし人は、前項で定めた通知内容が届け出内容と一致した場合、開設者を通じて売買契約を解除することができる。
 - 6 第3項に定める事項以外の瑕疵の場合、又は第2項に定める届け出が同項に定める期間内に行われなかった場合は、せり落とし人は、せり落とした馬の瑕疵等に関し何らの異議も申し立てることはできない。

- 7 せり落とし人は、開設者の診断結果が出るまでの間は所有権を第三者に移転することはできない。

(売買契約解除の申し出)

第24条 せり落とし人は、せり落とした馬について第2項に定める事項を発見した時は、当該馬のせり落とした日の翌日より3日以内に診断書並びにレントゲン写真等を附した書面をもって開設者に売買契約の解除を申し出ることができる。但し、せり落とし人が、販売申込者からせり落とした馬の引渡しを受けた場合はこの限りではない。

- 2 第1項で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - (1) 関節部の骨片（飛節の離断性骨軟骨症は除く）
 - (2) 関節面の軟骨下骨嚢胞
 - (3) 喉頭片麻痺（＜別表4＞に定める安静時の馬における喉頭機能の評価ⅢないしⅣのもの）
 - (4) 頸椎狭窄による腰萎

但し、第4条第2項に従って販売申込者から提出された四肢レントゲン写真ないし上部気道内視鏡動画上、(1)(2)ないし(3)の症状が撮像されていた場合には、せり落とし人は、当該馬のせり落とし後(1)(2)ないし(3)の症状を発見した場合であっても第1項の申し出をすることができない。

- 3 開設者は、せり落とし人より売買契約の解除の申し出があった場合、販売申込者にその旨を通知する。販売申込者は、開設者の通知を受けた日の翌日より3日以内に、その申し出内容について診断させ、診断書、レントゲン写真等を開設者に提出する。
- 4 開設者は、せり落とし人並びに販売申込者から提出された診断書、レントゲン写真等を市場業務規程第25条で定める北海道市場判定委員会（以下「判定委員会」という。）に提出し、内容について審査をゆだねる。
- 5 開設者は、判定委員会の審査に基づいて下された判断をもって、開設者の最終決定とし、せり落とし人及び販売申込者に通知する。
- 6 せり落とし人は、判定委員会による審査の結果、申し出た事項について、認められた場合は開設者を通じて売買契約を解除することができる。
- 7 せり落とし人及び販売申込者は、第5項にて通知された最終決定に従うものとする。
- 8 せり落とし人は、開設者の最終決定が出るまでの間は、代金の決済後であっても所有権を第三者に移転することはできない。
- 9 せり落とし人の申し出が認められなかったときは、販売申込者が開設者に報告するために要した診察料等の費用はせり落とし人がこれを負担するものとする。

(判定委員会)

第25条 判定委員会は、開設者が指定する獣医師を含めた委員で構成する。

- 2 判定委員会は、次に掲げる事項を審議し、判断を下すものとする。
 - (1) 市場業務規程第24条で定める申し出があった場合

- (2) その他、開設者が必要と認めた場合
- 3 判定委員会は、疾病等の申し出があった場合、必要に応じ独自に診察することができる。

(家畜取引終了後の公表)

第26条 家畜取引終了後の公表は、その翌日までに、次に掲げる事項を場内に掲示して行う。

- (1) 馬の品種別、性別、年齢別上場頭数
- (2) 前号の区分による家畜取引成立頭数
- (3) 第1号の区分による馬の最高、最低及び平均取引価格

第3章 市場業務執行係員及び取引関係人

(市場業務執行係員)

第27条 この市場は、次に掲げるものがその業務を執行する。

- (1) 市場長 1名
 - (2) セリ人(鑑定人) 1名以上
 - (3) 獣医師 1名以上
 - (4) 市場係員 1名以上
 - (5) セリ人(鑑定人)の補助者 1名以上
- 2 市場長は、セリ人(鑑定人)、獣医師、市場係員及びセリ人(鑑定人)の補助者を指揮監督する。
 - 3 セリ人(鑑定人)は、セリの進行をつかさどる。
 - 4 セリ人(鑑定人)の補助者は、セリ人(鑑定人)の業務執行の補助を行う。
 - 5 第1項各号に掲げる者は、別に定める記章をつけるものとする。

(セリ人(鑑定人)の禁止行為)

第28条 セリ人(鑑定人)は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 販売申込者又は購買者と通謀して正常な家畜取引を阻害し、又はこれらの者をして談合、その他の不正な行為をさせること。
- (2) その職務に関して、販売申込者又は購買者から金品その他の利益を受けること。
- (3) 売買の当事者になること。
- (4) 故意にセリ落とさせないこと。
- (5) 一般に通用しないふちょうその他の方法で価格を呼び上げること。

(仲立業の営業禁止)

第29条 この市場において仲立業の営業を認めないものとする。

第4章 徴収料金

(徴収料金)

第30条 徴収料金の種類及び金額は次のとおりとする。

(1) 販売申込登録料

- ア <別表5>に定める団体に所属する販売申込者にあつては、108,000円とする。
但し、開設者が別に定めた期間内の追加登録にあつては、162,000円とする。
- イ 前項以外の販売申込者にあつては、216,000円とする。但し、開設者が別に定めた期間内の追加登録にあつては、324,000円とする。
- ウ 販売申込登録料については販売申込者に返還しないものとする。

(2) 販売手数料

販売申込者に対する販売手数料は、せり落とし価格に対し100分の5を乗じた額に消費税相当額を加算して徴収する。

第5章 雑 則

(契約違反の場合の処置)

第31条 せり落とし人が、その当該馬に係る売買契約に違反し、同契約が解除された場合には、せり落とし人は販売申込者に対し、違約金として売買代金の50%相当額を支払わなければならない。なお、販売申込者が売買代金の一部を受領しているときは、取引価格の50%相当額に充つるまで、上記違約金に充当することができる。

- 2 前項の場合において、開設者がせり落とし人から取引価格の一部を受領している場合には、開設者は前項に定める金額に充つるまで、これを販売申込者に交付することができる。

(管轄裁判所)

第32条 市場における取引に係る紛争が生じたときは、札幌地方裁判所を管轄裁判所とする。

(家畜市場内における秩序の維持に関する事項)

第33条 開設者は、次の各号に該当する者に対し、退場又は期間を限って入場の禁止を命ずることができる。

- (1) この市場業務規程に違反した者
- (2) 上場馬について虚偽の風説を流布した者
- (3) 市場に対して虚偽の申告をした者
- (4) 市場の業務を妨害、又は秩序を乱した者、もしくはそのおそれのある者
- (5) 故意に市場の施設を毀損した者、又は馬に危害を加えた者、もしくはそのおそれのある者
- (6) 市場係員の指示に従わない者

- 2 開設者は、第1項の規定により入場の禁止を命じた場合には、その氏名、期間及び理由を場

内に掲示する。

(施行期日)

第34条 この市場業務規程は平成30年2月21日から施行する。

<別表1> 四肢レントゲン写真の撮影部位と撮影枚数

四肢レントゲン写真の撮影各部位における撮影方向と目的部位は以下の通りとする。

撮影枚数は、22枚 [下記1)～22)]、または前述22枚に両膝関節8枚 [23)～30)] を追加した30枚とする。

- 左前肢球節 1)～4)
 - 1) 背一掌(底)側方向 第3中手(足)一第1指(趾)関節
水平から約10～20度打ち下ろしの投射方向で
 - 2) 外一内側方向 第3中手(足)骨遠位矢状稜・第1指(趾)骨近位
 - 3) 背外一掌(底)内側方向 外側近位種子骨・第1指(趾)骨近位内側
 - 4) 背内一掌(底)外側方向 内側近位種子骨・第1指(趾)骨近位外側
- 左手根関節 5)～7)
 - 5) 外一内側方向
 - 6) 背外一掌内側方向 橈側手根骨・第3手根骨内側・第4手根骨
 - 7) 背内一掌外側方向 中間手根骨・第3手根骨外側・第2手根骨
- 右前肢球節 8)～11)
 - 8) 背一掌(底)側方向 第3中手(足)一第1指(趾)関節
水平から約10～20度打ち下ろしの投射方向で
 - 9) 外一内側方向 第3中手(足)骨遠位矢状稜・第1指(趾)骨近位
 - 10) 背外一掌(底)内側方向 外側近位種子骨・第1指(趾)骨近位内側
 - 11) 背内一掌(底)外側方向 内側近位種子骨・第1指(趾)骨近位外側
- 右手根関節 12)～14)
 - 12) 外一内側方向
 - 13) 背外一掌内側方向 橈側手根骨・第3手根骨内側・第4手根骨
 - 14) 背内一掌外側方向 中間手根骨・第3手根骨外側・第2手根骨
- 左後肢球節 15)～18)
 - 15) 背一掌(底)側方向 第3中手(足)一第1指(趾)関節
水平から約10～20度打ち下ろしの投射方向で
 - 16) 外一内側方向 第3中手(足)骨遠位矢状稜・第1指(趾)骨近位
 - 17) 背外一掌(底)内側方向 外側近位種子骨・第1指(趾)骨近位内側
 - 18) 背内一掌(底)外側方向 内側近位種子骨・第1指(趾)骨近位外側
- 右後肢球節 19)～22)
 - 19) 背一掌(底)側方向 第3中手(足)一第1指(趾)関節
水平から約10～20度打ち下ろしの投射方向で
 - 20) 外一内側方向 第3中手(足)骨遠位矢状稜・第1指(趾)骨近位
 - 21) 背外一掌(底)内側方向 外側近位種子骨・第1指(趾)骨近位内側
 - 22) 背内一掌(底)外側方向 内側近位種子骨・第1指(趾)骨近位外側
- 左膝関節 23)～26)
 - 23) 尾一頭側方向 大腿骨遠位内側顆・外側顆 脛骨顆間結節
 - 24) 外一内側方向 膝蓋骨 大腿骨遠位外側滑車・内側滑車 脛骨近位
 - 25) 尾外一頭内側方向 大腿骨遠位外側滑車 膝蓋骨
 - 26) 屈曲 外一内側方向 大腿骨遠位内側顆・膝蓋骨
水平から約10～20度打ち上げの投射方向で

□ 右膝関節 (27) ~ (30)

27) 尾-頭側方向

28) 外-内側方向

29) 尾外-頭内側方向

30) 屈曲 外-内側方向

大腿骨遠位内側顆・外側顆 脛骨顆間結節

膝蓋骨 大腿骨遠位外側滑車・内側滑車 脛骨近位

大腿骨遠位外側滑車 膝蓋骨

大腿骨遠位内側顆・膝蓋骨

水平から約10~20度打ち上げの投射方向で

<別表2>

アナボリックステロイド

エチルエストレノール

キンボロン

クロステボル

スタノゾロール

ダナゾール

テストステロン

テトラヒドロゲストリノン

トレンボロン

ナンドロロン

ノルエタンドロロン

フラザボール

フルオキシメステロン

ボルジオン

ボルデノン

17 α -メチルステロイド類及びメテノロン並びにこれらのいずれかを含有する物（遊離する物を含む。）

<別表3>

トレーニングセールブリッジ保険

保険契約者

日高軽種馬農業協同組合

被保険者

せり落とし人

保険金受取人

日高軽種馬農業協同組合

(保険事故発生の場合、保険金は市場開設者がまずこれを受領した上で、これをせり落とし人に支払う。)

保険の対象（被保険馬）

トレーニングセールで取引されたすべての売買成立馬

※日本国外に搬出のため検疫所に搬入された場合や、地方競馬登録のため入厩した場合、同時点で当該被保険馬の保険契約は効力を失う。

保険期間

保険始期：落札された時点

保険終期：当該市場終了日の翌日から起算した7日目の午後12時まで

保険金額

取引価格と同額

ただし1頭あたり5億円を限度

補償内容

1) 死亡

下記の事由による死亡（保険会社が指定した獣医師が切迫と殺をやむを得ないと判断したものを含む）

①偶然な傷害・疾病 ②火災・落雷 ③法定伝染病

2) 競走能力喪失

保険会社が指定した獣医師が下記の事由により競走の用に供することができないと認定した時

① 急激かつ偶然な外来の事故による骨折（剥離骨折は含まず。関節内剥離骨折は含む）、脱臼、外傷、腱断裂、一眼以上の失明

② 蹄葉炎、関節部の骨片（飛節の離断性骨軟骨は除く）および関節面の軟骨下骨嚢胞による跛行

③ 月盲、白内障、黒内障、緑内障による一眼以上の失明

④ 腰痠（腰痠発症は重度の運動失調が認められ、かつ次のいずれかの事実があること）

1) レントゲン検査または脊椎造影検査にて頸椎の形成異常が認められること

2) 神経圧迫病変が推定されること

※保険金を支払いできない主な場合

- 市場業務規程第23条、第24条及び、第31条第1項により売買契約の解除が認められた場合
- 保険始期前に発症している傷害・疾病に起因する事故の場合
- 保険始期前に地方競馬登録のため入厩し、抹消並びに退厩手続きを行っていない場合
- 被保険馬の管理人などの故意または重大な過失
- 地震、噴火またはこれらによる津波
- 戦争、革命、武装反乱、暴動等
- 台風、暴風雨等による洪水、高潮等の水災
- 外科手術または接種 など

引受保険会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

< 別表 4 >

安静時の馬における喉頭機能の評価

(参照文献： Robinson NE 2004, Equine Veterinary Education, 16: 333-336)

- I. 左右の披裂軟骨の動きが常に同調かつ対称であり、完全外転が獲得・維持される。
- II. 披裂軟骨の動きが非同調で、かつ喉頭が左右不対称な状態を示すこともあるが、披裂軟骨の完全外転は獲得・維持されうる。
- III. 披裂軟骨の動きが非同調で、喉頭が左右不対称である。披裂軟骨の完全外転は獲得・維持されない。
- IV. 披裂軟骨と声帯ヒダは動かない。

< 別表 5 >

1. 日高軽種馬農業協同組合
2. 胆振軽種馬農業協同組合
3. 十勝軽種馬農業協同組合
4. 青森県軽種馬生産農業協同組合
5. 東北軽種馬協会
6. 千葉県両総馬匹農業協同組合
7. 関東軽種馬生産育成協会
8. 九州軽種馬協会

< 別表 6 >

欠場馬の届け出と処理内容
1. 販売申込者は、販売申込手続きをした馬が疾病・事故等で止む無く欠場させざるを得なくなった時は、直ちに診断書等を附して開設者に届け出るものとする。
2. 開設者は、せり当日、欠場馬のせり名簿番号、馬名及び販売申込者名を場内に掲示する。
3. 開設者は、市場終了後必要に応じて実馬検査を実施する。

次に該当する場合、販売申込者に対し違約金1,000,000円を徴収する。

1. 上場日翌日までに診断書等が提出されなかった場合
2. 正当な欠場理由として認められなかった場合